いじめ防止マニュアル

－田崎中学校いじめ防止基本方針－

鹿屋市立田崎中学校

平成27年4月

□□□□□□□□□□□□　　　　　　目次　　　　　□□□□□□□□□□□□

Ⅰ　いじめ問題に関する基本的な考え方――――――――――――――――――― １

 １　いじめとは

 ２　いじめの基本認識

 ３　いじめの態様

 ４　いじめの仕組み

Ⅱ　いじめの未然防止のために―――――――――――――――――――――――― ２

 １　こどもや学級の様子の変化に気づける教職員であること

　 ２　安全で安心して生活ができる学校であること

 ３　いじめの未然防止は，できた・わかったの「わかる授業づくり」から

Ⅲ　いじめの早期発見のために―――――――――――――――――――――――― ５

 １　早期発見のための手立てとして

 ２　いじめを発見しやすい教師の指導行動

Ⅳ　いじめの早期対応のために―――――――――――――――――――――――― ９

 １　いじめへの対応手順

 ２　各対応について

Ⅴ　ネット上のいじめへの対応―――――――――――――――――――――――― 17

 １　ネット上のいじめとは

 ２　未然防止のためには

 ３　早期発見・早期対応のためには

 ４　ネット上のいじめの関連法令等

Ⅵ　いじめに対応する態勢づくりのための組織――――――――――――――――― 20

 １　いじめ対応チームの設置について

 ２　教育委員会，警察，地域等の関連機関との連携

Ⅶ　自殺への対応―――――――――――――――――――――――――――――― 25

 １　自殺の危険を感じたり，未遂が起きたりした場合

 ２　危機対応の態勢

 ３　遺族へのかかわり

 ４　情報収集と発信

 ５　心のケア

 ６　学校活動

Ⅷ　事例から学ぶ―――――――――――――――――――――――――――――― 31

 １　教職員の言動がいじめの土壌を生んだ例

 ２　いじめのサインを見逃した例

 ３　養護教諭からの情報に対して，担任の受け取りが不十分だった例

 ４　安易な約束が事態を悪化させた例

資料 １　いじめの発見のチェックポイント（学校用）――――――――――― 33

 １　いじめの発見のチェックポイント（家庭用）――――――――――― 34

 ２　いじめ早期発見のためのチェックリスト――――――――――――― 35

 ３　主な相談機関の案内―――――――――――――――――――――― 36

 ４　いじめの訴えを聴くシート――――――――――――――――――― 37

 ５　自殺への対応チェックリスト―――――――――――――――――― 38

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | Ⅰ　いじめ問題に関する基本的な考え方 |  |

|  |  |
| --- | --- |
|  | １　いじめとは |

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

（注1）「いじめられた児童生徒の立場に立って」とは、いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視することである。

（注2）「一定の人間関係のある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人間関係のある者を指す。

（注3） 「攻撃」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。

（注4）「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味する。

（注5）けんか等を除く。　　　　　H18　文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より

|  |  |
| --- | --- |
|  | ２　いじめの基本認識 |

①　いじめはどの子どもにも，どの学校にも起こりうるものである。

②　いじめは人権侵害であり，人として決して許される行為ではない。

③　いじめは大人のきづきにくいところで行われることが多く，発見しにくい。

④　いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。

⑤　いじめはその行為の態様により暴行，恐喝，強要等の刑罰法規に抵触する。

⑥　いじめは教職員の児童生徒感や指導の在り方に大きな関わりをもっている。

⑦　いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。

⑧　いじめは学校，家庭，地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし，一体となって取り組むべき問題である。

|  |  |
| --- | --- |
|  | ３　いじめの態様 |

≪分　類≫　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　≪抵触する可能性のある刑罰法規≫

ア　冷やかし，からかい，悪口，脅し文句，いやなことを言われる………………脅迫，名誉棄損，侮辱

イ　仲間はずれ，集団による無視

ウ　軽くぶつかられたり，遊ぶふりをして叩かれたり，蹴られたりする…………暴行

エ　ひどくぶつかられたり，叩かれたり，蹴られたりする…………………………暴行，傷害

オ　金品をたかられる……………………………………………………………………恐喝

カ　金品を隠されたり，盗まれたり，壊されたり，捨てられたりする……………窃盗，器物損壊

キ　いやなことや恥ずかしいこと，危険なことをされたり，させられたりする…強要，強制わいせつ

ク　パソコンや携帯電話で，誹謗中傷や嫌なことをされる…………………………名誉棄損，侮辱

|  |  |
| --- | --- |
|  | ４　いじめの仕組み |

加害行為

偶発的な要因

不満

や

ストレス

「適当な相手」

自分が勝てそう，都合のよい口実やきっかけがある

「適当な方法」

自分にとっては簡単，大人にみつかりにくい，見つかっても言い逃れができそう

「不機嫌怒りストレス」

「友人ストレッサー」

「競争的価値観」

・八つ当たり

・怒りによる自己防衛

・他者をおとしめて自尊感情を維持

・不満・不振の発散

・注目されたい！

　いじめる側がもつストレッサーの全てが学校生活に起因しているわけではないが，不機嫌怒りストレスや競争的価値観を緩和する意味で有効的なのが，授業や行事の中で，どの生徒も落ち着ける場所を作り出す「居場所づくり」の考え方となる。授業中に嘲笑されたり，行事の際にからかわれたりする，といったことが放置されていないか見直し，授業についていけなかったり，行事に参加しないで別なことをしている生徒がいないか，よく見極めたい。また，思いやりや規範意識，すなわち相手や周りを気づかおうとする態度，他者や集団との関わりを大切にしたいという意欲を育むことも大切となる。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | Ⅱ　いじめの未然防止のために |  |

　「いじめが起こらない学級・学校づくり」など，未然防止に取り組むことが最重要。「どの学級，どの学校でもいじめは起こりうる」と認識し，「好ましい人間関係」「豊かな心」など「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む。安全で安心でき，お互いを理解しあい，高め合っていける学級・学校にいじめは発生しにくい。未然防止が最も有効な対策となる。

|  |  |
| --- | --- |
|  | １　子どもや学級の様子の変化に気づける教職員であること　 |

教職員の気づき（見逃さない，見過ごさない）

　子どもたちと同じ目線で物事を考え，共に笑い，涙し，怒り，子どもたちと場を共有することが必要。その関わりの中での子どもたちの些細な言動から，個々が置かれている状況や精神状態を推し量ることができる「感性」を高めることが求められている。――子どもを診断できる教職員――

　具体的な方途

 ・生活ノート ・学級日誌 ・子どもとの雑談

 ・保健室からの情報 ・健康観察，健康診断 ・保護者との連携

 ・地域との連携 ・個人面談 ・相談箱，相談電話

　子どもが「見られているという安心感」をもち「見られているという緊張感」を感じることは大切であると考える。そしてこれら子どもの情報については，

 ①子どものささやかな様子の変化に早期に気づくこと

 ②気づいた情報を確実に共有すること

 ③情報に基づき，速やかに対応すること

を基本とする。

実体把握の方途をもつ

　・保護者の意識調査

　・学級内の人間関係をとらえる調査

　・子どもたちのストレスを図る調査

　・教職間，学校間，校種間の引き継ぎや連絡

|  |  |
| --- | --- |
|  | ２　安全で安心して生活ができる学校であること |

特別活動での生徒指導を意識する

生徒指導の３つの要素「共感的理解」「自己決定」「自己有用感」を意識した取り組みを行うことで，子どもたちが活動する場をつくり，子どもたちが感じる場をつくり，子どもたたちが学び合う場をつくる。

|  |  |
| --- | --- |
| 共感的理解（共感的な人間関係）　協力し助け合って取り組んだり，互いのよさを認め合って取り組んだりすることなどにより，生徒相互の「共感的人間関係が育つ。 | ○学級として取り組むことや自分が取り組みたい目標や内容などを決める際，また実際の活動場面やその振り返りの際に，互いのよさを認め合い相互の信頼を高め合えるようにする取組。○生徒会が主催する異年齢交流活動などにおいて，上級生が下級生のことを思いやり，下級生が上級生を尊敬しながら集会活動などを楽しめるようにする取組○遠足や修学旅行のグループ活動で，考え方や性別などの違いを超えて，互いに協力できるようにする取組　　　　など |
| 自己決定　自己の生活改善や進路などに関する「自己決定」の場や機会を多く設けることにより，生徒に自己実現の喜びを味わわせることができる。 | ○学校や家庭でのよりよい生活や学習の在り方について，その方法や内容などのアイデアについて情報交換し合い，自分に合った具体的な実践課題を決め，努力して改善が図られるようにする取組。○上級生による部活動紹介や見学などをもとに，自分に合っていると思ったり挑戦してみたいと思ったりする部活動を決め，目標をもって参画できるようにする取組。○集団宿泊活動などに学級や自己の目標をもって参加し，達成感を味わえるようにする取組。　　　　など |
| 自己有用感　一人一人が役割を分担し協力して取り組んだり，一人一人の自発的な思いや願いを大切にして取り組んだりすることなどにより「自己有用感」が与えられる。 | ○一人一人の生徒が，学級のよりよい生活づくりに貢献できるよう，係活動や学級組織の中で，自分のよさや得意なことを生かして活動できるようにする取組。○体育大会などの「学校行事への協力」の活動の中で，生徒が役割を分担し，それぞれの個性をよりよく生かしたり，発揮したりして活躍できるようにする取組。○文化的な活動やボランティア活動などに，学校や地域の一員として主体的に　参加し，自分らしさを発揮して貢献できるようにする取組。　　など |

※自尊感情と自己有用感

　「自尊感情(Self-esteem)」は自己に対して肯定的な評価を抱いている状態のこと。それに対して「自己有用感」とは，人の役に立った，人から感謝された，人から認められた，という“自分と他者（集団や社会）との関係を自他共に肯定的に受け入れられることで生まれる，自己に対する肯定的な評価という意味になる。自尊感情を高めるべく大人が子どもを褒める機会を増やしても，必ずしも好ましい結果をもたらすとは言えない。自己有用感は他人の役に立った，他人に喜んでもらえた…等，相手の存在なしには生まれてこない点で，「自尊感情」や「自己肯定観」等とは異なるもの。

 ●褒めて（自信をもたせて）育てるという発想よりも，認められて（自信をもって）育つ，と

いう発想の方が，子どもの自信は持続しやすい。

　　　　●他者の存在を前提としない自己評価は，社会性に結びつくとは限らない。

 ●「自己有用感」に裏付けられた「自尊感情」が大切。

※「褒めること」と「認めること」の違い

　　大人が子どもを「褒める」とき，一般に大人の基準や水準で「褒める」ことが多い。大人の側の基準で一定の水準に達した，水準を超えたと評価するのが「褒める」という行為。反対に言えば，水準に達しない場合には「がんばりなさい」と叱咤激励することはあっても，褒めることは稀になる。

　それに対して，子どもが「認めてもらいたい」ときというのは，一般に子どもの基準や水準で「褒められたい」のではないか。子どもなりのこだわりで努力したり工夫したりしたことを「認められたい」のである。

　自分がさほど努力もしていない，自分の功績ではないことを「みんな，よく頑張ったね」と全員を一括りにして褒められても，さほどうれしくもなく，励みにもならないかもしれない。子どもの実際の行動と向き合うことなく，表面的にお世辞を言ったり，ちやほやしたりしても，子どもの「自己有用感」はもちろん「自尊感情」すら高めない可能性が高い。

　行事に取り組む，学習に取り組む際などに，子ども自身に目標や工夫する点，努力する点などを考えさせておき，その基準に沿ってどこまで達成できたのかを評価することが「認める」という行為では重要。それが「自己有用感」を育む。単によかった，悪かったと評価するだけの「褒める」では「自尊感情」を育むことはできても，「自己有用感」を育むことにはなりにくい。

「居場所」を教職員がつくり，「絆」を子どもがつくる

　互いを認め合える人間関係・学級風土を生徒自らがつくりだすことが，いじめ未然防止の第一歩。そのために，子どもたちが安心して生活できる「（心の）居場所」を教職員がつくる必要がある。その上で，子どもたちが主体的な活動を通して「絆」をつくりあげることができる，と考える。

　「居場所づくり」が「安心感」や「達成感」を生むことはあっても，「絆」や「社会性」に変わるわけではない。

　居場所づくりをした上で「主体的な学びを進め，共同の活動を通して」という意識で取組を仕組んでいくことが大切になり，我々はその「場」や「機会」を準備する。

|  |
| --- |
| 教職員がつくる「（心の）居場所」 |
| 　生徒が安心できる，自己存在感や充実感を感じられる場所をつくりだすこと。教職員が生徒のためにそうした「場づくり」を進めることであり，生徒はそれを享受する存在と言える。 |
| ・課題を抱えている生徒に寄り添う・人間関係に悩む生徒の相談に乗る・間違ったり失敗したりしても笑われない学級にする・対人関係のトラブルが起きないよう，エクササイズやトレーニングを行う |

|  |
| --- |
| こどもがつくる「絆」 |
| 　主体的に取り組む共同的な活動を通して，生徒自らが「絆」を感じ取り，紡いでいくことを指す。絆づくりを進めるのは生徒自身であり，教職員に求められるのはそのための「場づくり（場や機会の提供）」，いわば黒子の役割。 |
| ・委員会活動・体育大会等の行事・異年齢活動※異年齢活動は，ねらいを共通理解して仕組めば効果が高いことが実証されている。 |

|  |  |
| --- | --- |
|  | ３　いじめの未然防止は，できた・わかったの「わかる授業づくり」から |

わかる授業づくり（できた・わかったの授業）

　子どもにストレスをもたらす最大のストレッサーは，友人にまつわる嫌なできごと，次で人に負けたくないという過度の競争意識，次に勉強にまつわる嫌なできごとが続く。子どもが最も長い時間過ごすのは授業の時間。授業が児童生徒のストレッサーになっていないか，授業の中で子どものストレスを高めていないか，言い換えれば，授業中に児童生徒の不安や不満が高められていないかというのは，授業改善の大きなポイントとなる。つまり，「わかる授業づくり」を進めることは，大きないじめ未然防止となる。

――すべての生徒が授業に参加できる，授業場面で活躍できるための授業改善であれば，学力向上はもちろんのこと，いじめを始めとした生徒指導上の諸問題の未然防止にもつながる――

|  |
| --- |
| 授　業　改　善　の　た　め　の　ポ　イ　ン　ト |
| ●授業を担当するすべての教員が公開授業を行って，互いの授業を参観しあう機会を位置づける。教科の観点から助言けではなく，生徒指導の観点から授業を参考にし合うようにすれば，異なる専門教科の教職員からの女権や指導も受けられる。いじめや不登校の未然防止に取り組んでいる学校は，全ての教員の公開授業を年に1回以上行う実践がされており，わかる授業づくりに取り組む体制を作っている。●授業中の規律の問題も，互いの授業を見合う中で学び合う。　　　　　チャイムが鳴る前に着席するという習慣や，授業の正しい姿勢の徹底，聞き方・話し方の指導など，学校として揃えるべき事項については揃えたり，互いによさを学んだりする。●教師の不適切な認識や言動，差別的な態度や言動が，生徒を傷つけたり，他の生徒によるいじめを助長したりする例もあるので，注意する。深く考えないで「いじめられる側にも問題がある」かのように受け取られかねない認識や言動を示すことは，いじめている生徒や傍観者を容認することになりかねない。さらに，障害（情緒障害も含む）を持つ生徒についての理解を深めることも，認識や言動を改める上で必要。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | Ⅲ　いじめの早期発見のために |  |

早期発見のために理解すること

　いじめは大人の目に付きにくい時間や場所を選んで行われているため，見えにくい。

* 無視やメールなど，客観的に状況を把握しにくい形態で行われている。
* 遊びやふざけあいのような形態，被害者なのに加害者と仲のよい仲間の一員のような形態，部活動の練習のふりをして行われる形態などがある。
* いじめられている本人からの訴えは少ない。

 ・親に心配をかけたくない

 ・いじめられる自分はダメな人間だ

 ・訴えても大人は信用できない

 ・訴えたらその仕返しが怖い

* ネット上のいじめは最も見えにくい。

　これらいじめの早期発見のためには，

①生徒のささいな変化に気づくこと。

②気づいた情報を確実に共有すること。

③速やかに対応すること。

※生徒の変化に気づかずにいじめを見過ごしたり，せっかく気づきながら見逃したり，相談を受けながら対応を先延ばしにしたりすることは，絶対に避ける。

※気になる変化が見られた，遊びやふざけなどのようにも見えるものの気になる行為があった場合，

　５W１Hを付箋紙等に簡単にメモし，職員がいつでも共有できるようにしておく。

※出席で一人一人顔を見て声を聞く，学級日誌でクラスの様子を見る，生活ノートで心情を知る，保健室と連絡をとる…といったことを，意識的に行う。

※資料１「いじめ発見のチェックポイント」　学校用・家庭用

|  |  |
| --- | --- |
|  | １　早期発見のための手立てとして |

日々の観察

休み時間や昼休み，放課後の雑談等の機会に，子どもの様子に目を配る。「子どもがいるところには，教職員がいる」ことを目指す。子どもと共に過ごす機会を積極的に設けることは，いじめ発見に効果がある。

※資料２　「いじめ早期発見のためのチェックリスト」

観察の視点を持つ

　・学級内にどのようなグループがあるか

　・グループ内の人間関係がどうか

　漠然と集団を眺めず，明確な視点をもって観察を継続して行う。

生活ノート

　担任と子ども・保護者が日頃から連絡を密に取る。信頼関係が構築された上で，情報が入る。

教育相談

　子どもが日頃から気軽に相談できる環境をつくることが重要。職員室にわざわざ出かけないと相談できる人に出会えないという環境より，休み時間にわざと廊下を暇そうに歩いているだけで，相談を持ちかけられることがある。子どもに気軽に声をかけ，子どもから気軽に声をかけられるような人間関係を作ることが，教育相談の第一歩。

　その上で，定期的な教育相談週間を設けて，全校生徒を対象とした教育相談を実施するなどの，相談体制の整備を確実に行う。

いじめアンケート

いじめアンケートは，被害者や加害者の発見が目的ではない。いじめがどの程度起きているかを定期的に把握し，いじめが起きにくくなるような取組を意図的・計画的に行って，その取組の成果を評価し改善するために，「無記名式アンケート」を実施する。現在進行形の事例であるほど，記名式アンケートには回答しづらい。

　いじめは一部の特別な生徒だけではなく，どの生徒も被害者にも加害者にもなり得る問題であることを理解することが大切。そして，無記名式アンケートの結果を踏まえつつ，全ての生徒を対象に「予断を持たない」で観察したり，対策を講じたりする姿勢を大切にする。

|  |  |
| --- | --- |
|  | ２　いじめを発見しやすい教師の指導行動 |

日常行っている指導に意図や目的，ねらいをもつだけでも，いじめの抑止・早期発見につながる。

教師の指導行動を振り返るポイント

|  |
| --- |
| 朝の会・授業時間 |
| □子どもの登校時刻，形態等を把握しているか　　　　　□教師から積極的に「おはよう」と声かけをし，子どもの心理状態を把握しているか□笑顔で教室に入るなど，子どもとの出会いの時の態度，言葉に気をつけているか□子どもが遅れてくる原因を追及する前に，温かく迎える対応ができているか□健康観察で一人一人に声をかけ，気になる子への配慮をしているか□子どもを否定するような言動，態度で授業をはじめていないか□子どもの発言を傾聴し誤答等を大切にした学習をしているか□子どもを適切に評価し，プラスメッセージを与えているか□学習につまづいている子どもが活躍できる場を保障，個別指導をしているか□子どもの多様な考え方が発揮できる場，自己決定できる場，交流できる場を意図的に設けているか□教師自らが子どもと遊んだり話しかけたりして，子どもとの関係づくりを進めているか |
| 休み時間・掃除時間・給食時間 |
|  □「これは遊びです」という子どもの言動を鵜呑みにしていないか□子どもの表情，過ごし方等から，休み時間の満足度や友人関係を把握しようとしているか□授業終了，開始時刻を守り，休み時間を確保しているか□給食当番の公平な役割分担ができているか□意図的・計画的にグループ（班）に入り，会食しているか□会食を進めながら，子どもを把握するとともに，教師と子どもの相互理解を図ろうとしているか□個々の子どもの偏食・量・速さ等の大体を把握しようとしているか□後片付けは子どもと一緒に行い，その様子を最後まで見届けているか□清掃の役割分担が公平で，適切な指導・助言をしているか□清掃区域を見回っているか□常日頃から子どもと一緒に清掃する機会をもっているか□怠けている子どもの指導以上に，一生懸命掃除している子どもにねぎらいの声かけ，評価をしているか |
| 帰りの会・下校時・部活動 |
| □帰りの会の運営について，指導・助言をしているか□1日の生活を振り返らせ，自己を見つめる工夫をしているか□事務的な連絡事項だけで終わらず，教師と子どもの心の交流を図る場として位置づけているか□一人一人の子どもに声をかけたり，握手したりして別れの挨拶をしているか□子どもの表情を素早く観察し，普段との表情の違いを確認しているか□学級担任や教科担任との連携を図りながら，授業や学級での子どもに関する情報交換をもとに個人的な激励や指導・助言をしているか□部活動を通して，異年齢集団の中で好ましい人間関係の在り方を学ばせる機会として適切な指導・助言を行っている　　か□一人一人の能力，適性に応じて，参加，活動意欲が高まるように指導・援助しているか□個人のプライバシーを守っているか |
| 学校生活全般 |
| □日に数回は会話する等，どの子どもともかかわり合いをもっているか□わかりやすい授業，充実感のもてる活動が行われているか□どの子どもの発言にも，全員が耳を傾けている状態か□困ったことを話題にし，本音を出して考えあうムードが作られているか□朝の会，帰りの会が内容豊かで，生き生きと運営されているか□リーダーに協力する支援体制が作られているか□係が積極的に活動し，新しい試みを取り入れようとしているか□誤りを認め，話合えるムードがあるか□教室に笑い声が響き，明るい雰囲気があるか□学級の小集団が閉鎖的でなく，互いに交流があるか□学年会や他の会議で，子どもの様子の情報交換ができる場が確保されているか□日頃から，子どもや学級の様子を気楽に話題にできるムードが職員間にあるか□学年だよりや学級だよりなどで，学年・学級の取り組みの様子が保護者に理解されているか□日頃から，個々の子どもの様子を保護者と連絡し合えるシステムが確立されているか□互いの，子どもへの向き合い方，指導に関する交流などが気軽にできるムードが職員間にあるか |

相談しやすい環境づくり

■本人からの訴えには■

●心身の安全の保証

　日頃から「よく言ってくれたね，全力で守るからね」という，教職員の姿勢を伝える。また実際に訴えがあった場合には全力で守る手立てを打つ。保健室や相談室等の一時的に危険を回避する時間や場所を提供し，担任やカウンセラーを中心に，本人の心のケアに努める。

●事実関係や気持ちを傾聴する

　「あなたを信じているよ」という姿勢で，疑いをもつことなく傾聴する。この際には，事実関係の客観的な把握にこだわり，状況の聴取だけにならないように注意する。

■周りの子どもからの訴えには■

●いじめを訴えたことにより，その子どもへのいじめが新たに発生することを防ぐため，他の子どもたちから目の届かない場所や時間を確保し，真摯に訴えを受け止める。

●「よく言ってきたね」と勇気ある行動を称え，情報の発信元は絶対に明かさないことを伝え，安心感を与える。

■保護者からの訴えには■

●保護者がいじめに気付いた時に，即座に学校へ連絡できるよう，日頃から保護者との信頼関係を築くことが大切。

●問題が起こった時だけの連絡や家庭訪問では信頼関係は築けない。問題が起こっていない時こそ保護者との信頼関係を築くチャンス。日頃から子どものよいところや気になるところ等，学校の様子について連絡しておく。

●子どもの苦手なところやできていない点を一方的に指摘されると，保護者は自分自身のしつけや子育てについて否定されたと感じることもある。保護者の気持ちを十分に理解して接することが大切。

■地域の協力を得るためには■

●学校地域連絡協議会などの学校と子どもたちの教育に関わる地域団体が情報交換，協議できる場を設けるなど，地域ネットワークづくりを行い，いじめ問題への対応等の学校教育活動について情報提供をし，地域における「子ども見守り隊」などの教育視線を求めることが必要。

●民生委員や児童委員，登下校の見守り隊，子ども会，スポーツ少年団等の地域の各種団体から気になる言動があればすぐに学校に連絡が入るよう，体制づくりに努める。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | Ⅳ　いじめの早期対応のために |  |

|  |  |
| --- | --- |
|  | １　いじめへの対応手順 |

　「どの子どもにも，どの学校にも起こりうる問題」として扱い，「迅速」かつ「組織的に」対応する。

対応全体図

予防

教育相談

いじめの未然防止・対応・早期発見

いじめの認知

本人

他生徒

教師

保護者

地域

訴え

発見

訴え

発見

担任・学年・教科担任・他職員

相談

情報提供

訴え

発見

実態把握

事実関係の究明

情報収集

生徒指導主任

周囲の生徒

教育委員会

関係教諭

教頭・校長

PTA役員

指導方針の策定

いじめ対策委員会等

●校長

●教頭

●生徒指導主任

●学年主任

●教育相談担当

●養護教諭

●当該学級担任

●関係教諭（部活動顧問等）

対応

保護者説明会

学校だより

家庭訪問

職員会議

|  |
| --- |
| 関　係　者　へ　の　対　応 |
| 被害者への対応 | 加害者への対応 | 傍観者・観衆への対応 | 保護者への対応 | 地域・マスコミへの対応 |
| 学級担任養護教諭等スクールカウンセラー | 学級担任関係教諭生徒指導担当 | 学級担任生徒指導担当学年担当 | 学級担任学年主任生徒指導担当 | 校長教頭 |
|  | ２　各対応について |

事実の確認について

●いじめられた生徒，いじめを知らせた生徒の安全の確保

・いじめている生徒から徹底して守ることを約束する。

・登下校，休み時間，清掃時間，放課後等においてもいじめられている生徒が教職員の目の届く体制を整備する。

・他の生徒の目に触れぬよう，場所，時間等に慎重な配慮をする。

・事実確認は，いじめている生徒と別の場所で行う。

●事実確認

・事実確認をする生徒と順番，担当者の確認

　１　いじめを訴えてきた生徒　２　いじめられている生徒　３　周囲の生徒　４　いじめている生徒　５　いじめられている生徒の保護者

 ※原則的には同時に行うが対応者が足りない場合この順番で事実確認をする

・情報収集チームの確立

　学年部，生徒指導係を中心に情報チームを編成する。できるだけ多くの人数であたる。担任を中心に離しやすい教師が対応する。また，事案の内容によっては他学年部の応援を受ける。

被害者への対応

■基本姿勢■

いじめられた児童生徒の側に立った親身の対応

本人のつらい気持ちを理解し，心理的ケアを施す

受容・傾聴・共感

スクールカウンセラーとの連携

■具体的な対応■

１　話をうなづきながら聴く

　子どもの訴えについて，顔を見ながら一言，一言にうなづきながら聴くことにより，「君の言うことはしっかり聴いているよ」という暗黙のメッセージを伝える。

２　本人の訴えた言葉を復唱する

　「あなたの話をこのようにしっかり聴いているよ」というメッセージになり，子どもに安心感を与える。また，自分の身に起きていることを客観的に考えるきっかけをつくることができる。

３　話が混乱している時には，その内容を整理して伝える

　教師が事実確認の掌握に誤りがないかどうか確かめられる。また，被害者が自分の感情を整理し，具体的に考えられるようにする。

４　わからないことを質問する

　・話がよくわからないからといって子どもの話を遮ってまでは聴かない。

　・「分からないことがあるから質問していい？」と尋ねてから聴く。

　・被害者が自分の感情を整理し，具体的に考えられるようにする。

５　本人が努力していることを支持する

　・「一生懸命考えていたんだね」「いろいろ工夫したんだね」など，努力を認める言葉がけをする。

　・本人の努力した方向が違っていると感じても，否定的な言葉を言わない。

　・否定の言葉よりも「どうしてそうしたの？」「どんな気持ちだったの？」など，その気持ちを聴いて

みるようにする。

■好ましくない対応・考え方■

１　いじめの存在に気づかない

・「本人がいじめを告白しないといじめは分からない」という考え方

・「いじめられているようには見えなかった（楽しそうにしていた）」という見方

２　いじめの深刻さに気づかない

・「いじめられる方にも問題がある」という考え方

・「いじめは昔からあり，いつの時代にも存在するものである」という考え方

３　否定認識や不用意な発言

・「やられたらやり返しなさい」「反抗できない方が悪い」「負けるな，頑張れ，いい試練だ」…

・「いじめは重大な人権侵害である」という認識に欠ける発言

・生徒の理解不足，感性の乏しさを問われる発言

・「被害者保護優先」を無視した発言

・自己防衛的な発言

・被害者の「痛み」に共感できない発言

・具体性のない発言

４　不適切な対応

・十分な事実確認をしないで被害者と加害者の話し合いの場をもつ

・本人や相手の合意を得ないまま，対面の話し合いをもつ

・日時，話し合いのルール等を定めない

・どちらの言い分が正しいかを決めつける

・教師が裁判官的な立場で対応する

５　外部の情報等を活用しない

・密室の対応になっている

・いじめ防止に役立つ記録等を公開しない

■確認すること■

・いつ頃からいじめがあるのか

・どんな時に起きるのか

・どんなことからはじまったのか

・きっかけはあるのか

・どこで行われるか

・どんな方法で行われるか

・1対１か，複数化，グループか，だれが命令しているのか

※資料４　いじめの訴えを聴くシート

加害者への対応

■基本姿勢■

いじめは「人権侵害」である

その場指導に終わることなく，いじめが完全になくなるまで継続的に指導する

「いじめは絶対に許されない行為である」との認識に立った毅然とした指導

* 「いじめは人権侵害であり，絶対に許すことのできない行為である」ことを厳しく認識させる。
* 差別的なものの見方や偏見に気づかせたり，豊かな人間関係の重要さに気づかせたり等，いじめを許さない雰囲気を醸成する。
* 励まし合い，助け合いによって，よりよい集団を作ろうとする意欲を持たせる。
* 加害者生徒との信頼関係の構築を図り，本人自らの力で問題の解決を図れるよう支援する。
* 教師は，どの生徒も自らの行為を反省し，新しく生きようとする力が備わっているという認識を持ち指導にあたる。

■教師の対応■

１　いじめを完全にやめさせる。

２　いじめ問題について，職員間で役割連携し，組織的に取り組む。

３　いじめの事実関係，きっかけ，原因など，客観的な情報を収集する。

４　不満・不安等の訴えを十分聴くとともに，いじめられた生徒の身になってよく考えさせ，自分がやったことの重大さに気付かせる。

５　相手に与えた苦しみ，痛みについて気づかせる。

６　課題解決のための支援を行い，自分自身の力で解決する方法を考え努力させる。

７　学級活動を通して，役割・活動・発言の場を与え，認め，所属感，成就感をもたせるとともに，教師との信頼関係を構築する。

８　場合によっては出席停止等の措置も含め，毅然とした指導を行う。

９　必要な場合は，警察等関係機関と連携して対応する。

■好ましくない対応■

１　権威的な指導

* 学級等みんなの前でいじめた生徒を非難する。
* 体罰を行う
* 子どもの人格を否定するような発言をする。
* 命令口調で対応する。
* 過去を引き合いに出す。
* 追い詰めたり，問いつめたりする。
* 兄弟姉妹と比較する。

２　基本認識を誤った指導

・何もかも「いじめ」と決めつける。

・教師の価値観や体験のみでいじめかどうかを判断する。

■対応のポイント■

今まで以上に関わりをもつ

それ以上罰しない

きちんと謝罪をさせる

決して言い逃れはさせない

事実はしっかり認めさせる

■いじめの加害者の保護者への対応■

１　保護者の心情を理解する

・保護者の心理…怒り，情けなさ，自責の念，今後の不安等

・保護者も追いつめられると，防衛的あるいは攻撃的な態度をとることもある。

・子どものよさを認め，親の苦労も十分ねぎらいながら対応する。

連携・協力・毅然とした姿勢

２　事実関係は性格に伝える

・憶測で話をしない。

・問題とは直接関係のないことまで話を広げない。

３　学校の指導方針を示し，具体的な助言をする

・被害者への謝罪，子どもへの対応方法などを保護者の意向を踏まえて助言する。

４　教師と保護者が共に子どもを育てるという姿勢を示す

・子どもが自分の「非」に気づき，改められるように指導・支援する。

■期待する家庭での対応■

１　両親が一緒に叱責しない

子どもにとって何が良いのかを考える

・それぞれの役割を確認し，連携して対処してもらう。

２　事実を聞きだす

* どんな行動をしたのか，その結果どうなったのか

３　徹底的にいじめを否定する

* いじめは人として許されない行動，私も許さない。
* いじめられた子は苦しんでいる
* お前の気持ちは分かった，一緒に考えよう　　　　etc…

４　きちんと謝罪する

* あらかじめ被害者とその保護者の意向を確認し，被害者の思いに沿った形で謝罪を行う。

５　今まで以上に子どもとの関わりを多くもつ

観衆・傍観者への対応

■基本姿勢■

C:いじめを許さない毅然とした態度

B:いじめはみんなの問題

A:観衆・傍観者も加害者と変わらない

■A:基本的な認識■

いじめを**強化**する存在

**いじめの観衆**

　自分は直接いじめは行わないが，声援や拍手を送り，いじめる側の精神的支援をする役割を果たす者

<背景>

・いじめの報復を恐れている　　　　　　　　・仲間はずれにされたくない

・いじめがおもしろい　　　　　　　　　　　・被害者への不快感がある

|  |
| --- |
| 積極的な関係者・自己防衛的な同調者 |

**いじめの傍観者**

いじめを**支持**する存在

　いじめに対し積極的な支援は行わないが，制止せず，見て見ぬふりをし，関わりを避けようとする者

<背景>

・次は自分だという葛藤　　　　　　　　　　・正義感はあるが，抑止力はない

・人との関わりに無関心　　　　　　　　　　・周りがどうであれ，我関せずの姿勢

|  |
| --- |
| 葛藤のある者・無関心な者 |

■B:いじめはみんなの問題だと気づかせる■

<はやしたてる生徒>

・はやしたてることなどは，いじめの行為と同じであることを理解させる。

・被害者の気持ちになって考えさせ，いじめの加害者と同様に立場にあることに気付かせる。

<見て見ぬふりの生徒>

・いじめは他人事ではないことを理解させる。

・いじめを知らせる勇気を持たせる。

・傍観は，いじめの行為への加担と同じであることに気付かせる。

■C:いじめを許さない毅然とした姿勢を示す■

　学級や学年全体に対して，次のような指導をする。

* いじめは許さないという断固たる教師の姿勢を示す。
* いじめについて，話し合いなどを通して，自分たちの問題として考えあう。
* 傍観者の意味を考え，人権意識の目を育てる。

問題解決能力の育成

* 見て見ぬふりをしないように指導する。
* 道徳教育の充実を図る。
* 特別活動を通して，好ましい人間関係を築く。
* 学校行事を通して，学級の連帯感を高める。
* 児童生徒一人一人が活躍できる場を，意図的・計画的に設定する。

保護者への対応

■いじめの被害者の保護者に対して■

○　発見したその日のうちに，家庭訪問等で保護者に面談し，事実関係を伝える。

○　学校の指導方針を伝え，今後の対応について協議する。

○　保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。

○　継続して家族と連携を取りながら，解決に向かって取り組むことを伝える。

○　家庭で子どもの変化に注意してもらい，どのような些細なことでも相談するように伝える。

|  |  |
| --- | --- |
| いじめを訴えた保護者から不信感をもたれた教職員の言葉 | ・お子さんにも悪いことがあるようです。・家庭での甘やかしが問題です。・クラスにはいじめはありません。・どこかに相談に行かれてはどうですか。 |

■いじめの加害者の保護者に対して■

○　正確な事実関係を説明し，いじめられた子どもや保護者のつらく悲しい気持ちを伝え，よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。

○　いじめは決して許されない行為であるという毅然とした姿勢を示し，琴の重大さを認識させ，家庭での指導を依頼する。

○　子どもの変容を図るために，今後のかかわり方などを一緒に考え，具体的な助言をする。

|  |  |
| --- | --- |
| 平素の連携がないため，保護者から発せられた言葉 | ・いじめられる理由があるのだろう・学校がきちんと指導していれば…。・ここまで深刻にならないうちに，なぜ連絡してくれなかったのか。 |

地域・マスコミへの対応

■基本姿勢■

窓口は一本化，憶測・推測で発言しない！

○学校（校長）が主体性をもって説明する。

○確実な事実のみ話すこと。

○人権及び個人のプライバシーを守ること

■マスコミ対応の基本的な流れ■

教育委員会へ連絡

取材の申込

<取材を受ける場合の留意点>

・生徒が混乱を起こさないこと

・学校の秩序を守れること

・個人のプライバシーを守ること

・保護者に学校不信を抱かせないこと

・地域に信頼される学校づくりをすすめること

取材についてのルール確認

○取材する内容，時間等

○撮影する場所

○児童生徒は保護者への取材

教育委員会へ連絡

校長が取材を許可

事前に教育委員会に報告し，指導助言を仰ぐ

教職員，生徒，保護者へ連絡

記者は特定の場所で待機

内容及び状況によっては，教育委員会が立ち会い，整理する

記者会見

○名刺の交換

○校長から説明

○質疑応答

○放送日に，掲載日等の確認

教育委員会へ連絡

<記者会見>

・誠意をもって事実のみを伝える。

・言えないことは言えないとはっきり理由をつけて説明する。

・聞かれたことのみ的確に答える。

・ミスリード的な相槌を打たない。

・意見感想を求められたときは，慎重に対応する。

・公開してもよい資料は，先手で配付する。

・失言や事実とは異なる話は，その場で素直に陳謝，訂正する。

・話を進めるために必要であれば，オフレコの活用も考慮する。

教職員への報告・指示

説明

生徒に対して，PTA役員に対して

地域等に対して，保護者会の開催

プライバシーに十分配慮をしつつ，学校の方針について，理解と協力を求める。

■マスコミからの質問の想定■

１　想定される質問

　1)いつ　　2)どこで　　3)誰が　　4)どういう状況で　　5)何を　　6)何によって　　7)どうした

　8)なぜ　　9)どれくらい（期間）　10)学校の対応について

２　質問に対する返答の際の留意事項

・質問をよく聞くこと

・感情的にならないこと

・現時点で判明している事実をもとに，何がわかっていることで何が不明なことであるのか，学校としてどう対処しようとしているのかなどを整理し，明確に伝える。

・肝心な情報は省かない。

・文書によるコメントを準備しておく。

・個人情報には十分に配慮する。

３　伝えるべきこと

・学校は対策委員会を設置し，問題に取り組んでいること。

・ことの重大さを認識していること。

・問題の解決に向けて責任をもって臨むこと。

・新たなことに判明し次第公表すること。

・生徒及び保護者等へ及ぼす影響を最大限考慮してほしいこと。

■PTA,地域社会等への対応■

１　保護者への情報提供

　問題を学校のみで解決することに固執せず，日頃から情報の提供に努める。

２　PTA等との連携協力

　学校と保護者や地域代表との情報交換や意見交換の機会を設ける。

３　懇談会の持ち方

　開催時間や開催場所について，多くの保護者等が参加できるように工夫するとともに，休日や学校外（地域公民館等）での開催も検討する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | Ⅴ　ネット上のいじめへの対応 |  |

|  |  |
| --- | --- |
|  | １　ネット上のいじめとは |

特徴

１　不特定多数の者から，絶え間なく誹謗中傷が行われ，被害が短期間で極めて深刻なものとなる。

２　インターネットのもつ匿名性から，安易に誹謗中傷の書き込みが行われるため，子どもが簡単に被害者にも加害者にもなる。

３　インターネット上に掲載された個人情報や画像は，情報の加工が容易にできることから，誹謗中傷の対象として悪用されやすい。またインターネット上に一度流出した個人情報は，回収することが困難になるとともに，不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。

４　保護者や教師などの身近な大人が子どもの携帯電話等の利用の状況を把握することが難しい。また，子どもの利用している掲示板等を詳細に確認することが困難なため，「ネットいじめ」の実態の把握が難しい。

トラブル事例

|  |  |
| --- | --- |
| ネット上のいじめ | 特殊性による危険 |
| メールでのいじめブログでのいじめチェーンメールでのいじめ学校裏サイトでのいじめ | 匿名性により，自分だとは分からなければ何を描いてもかまわないと，安易に誹謗中傷が書き込まれ，被害者にとっては，周囲のみんなが誹謗中傷していると思うなど，心理的ダメージが大きい。 |
| SNSから生じたいじめ　A君が友達数人に限定したサイト（SNS）だからと安心して，B君の悪口を書きこんだ。それをC君がコピーして他の掲示板に書き込み，B君の知るところとなった。その後，同掲示板にA君への誹謗中傷が大量に書きこまれた。 | 　掲載された個人情報や画像は，情報の加工が容易にできることから，誹謗中傷の対象として悪用されやすい。　スマートフォンで撮影した写真を安易に掲載した場合，写真に付加された位置情報（GPS）により自宅等が特定されるなど，利用者の情報が流出する危険性がある。 |
| 動画共有サイトでのいじめ　A君は，クラスの数人からプロレス技をかけられていた。その様子は携帯電話でも撮影されていた。そして，過激な映像が注目されている動画共有サイトに投稿された。 | 　一度流出した個人情報は，回収することが困難であるだけでなく，不特定多数の者に流れたり，アクセスされたりする可能性がある。 |

|  |  |
| --- | --- |
|  | ２　未然防止のためには |

保護者会で伝えること

　学校での情報モラルの指導だけでは限界があり，家庭での指導が不可欠なことから，保護者と緊密に連携・協力し，双方で指導を行う。

■未然防止の観点から■

○　パソコンや携帯電話等を第一義的に管理するのは家庭であり，フィルタリングだけでなく，家庭において子どもたちを危険から守るためのルールづくりを行うこと，特に，携帯電話を持たせる必要性について検討すること。

○　インターネットへのアクセスは「トラブルの入口に立っている」という認識や，知らぬ間に利用者の個人情報が流出するといったスマートフォン特有の新たなトラブルが起こっているという認識をもつこと。

○　ネット上のいじめは，他の様々ないじめ以上に子どもたちに深刻な影響を与えることを認識すること。

■早期発見の観点から■

○　家庭では，メールを見た時の表情の変化など，トラブルに巻き込まれた子どもが見せる小さな変化に気づけば，躊躇なく問いかけ，即座に学校へ相談すること。

情報モラルに関する指導の際，子どもたちに理解させるポイント

　インターネットの特殊性による危険や子どもたちが陥りやすい心理を踏まえた指導を行う。

* 発信した情報は，多くの人にすぐ広まること。

【子どもたちの心理】

匿名で書きこみができるなら…

自分だと分からなければ…

誰にも気づかれず，見られていないから…

あの子がやっているなら…

動画共有サイトで目立ちたい…

* 匿名でも書き込みをした人は，特定できること。
* 違法情報や有害情報が含まれていること。
* 書き込みが原因で，思わぬトラブルを招き，被害者の自殺だけでなく，傷害など別の犯罪につながる可能性があること。
* 一度流出した情報は，簡単には回収できないこと。

|  |  |
| --- | --- |
|  | ３　早期発見・早期対応のためには |

　書き込み画像の削除やチェーンメールへの対応等，具体的な対応方法を子ども，保護者に助言し，協力して取り組む必要がある。また，学校，保護者だけでは解決が困難な事例が多く，警察等の専門機関との連携が必要になる。

書き込みや画像の削除に向けて

■指導のポイント■

○　誹謗中傷を書き込むことは，「いじめ」であり，決して許される行為ではないこと。

○　匿名で書きこみができるが，書き込みを行った個人は必ず特定されること。

○　書き込みが悪質な場合，犯罪となり，警察に検挙されること。

書き込み等の削除の手順例

削除確認

生徒・保護者への説明

削除されない場合

削除依頼メールの確認

警察へ相談

法務局に相談

プロバイダに削除依頼

掲示板の管理人に削除依頼

書き込みの確認

掲示板のアドレス，書き込みのプリントアウト，スクリーンショットの撮影，デジカメで撮影など証拠を残す

ネット上のいじめ発見・相談

鹿児島地方法務局

099-259-0684

チェーンメール等への対応

■チェーンメールの内容例■

①　幸福・不幸の手紙系

②　宣伝系

③　募集系

④　誹謗中傷系

⑤　その他，ブラウザクラッシュ，ワン切りの羅列

■指導のポイント■

①　携帯電話やPCからのメールは，誰に転送したかしなかったかについて，第三者が知ることは，通常の方法では不可能であること。

②　チェーンメールの内容は，架空の内容であり，チェーンメールを転送しないことで不幸になったり，危害を加えられたりすることはないこと。

③　チェーンメールを転送すると受け取った人は迷惑し，友人関係を損ねる可能性もあるので，絶対に転送しないこと。また，チェーンメールの内容に，特定の個人を誹謗中傷する内容が含まれているものを転送した場合，自分自身もネットいじめの加害者となること。

④　チェーンメールを送ってきた人に対して，抗議のメールを送るなどの行動は，トラブルの原因にもなるため，行わないようにすること。

⑤　チェーンメールに書かれている電話番号や，メールアドレス等は，メールの内容と無関係であり，こちらから連絡しないこと。

⑥　チェーンメールに書かれているウェッブサイトのアドレスにはアクセスしないこと。出会い系サイトやアダルト系サイトなど，大変危険なサイトにつながる場合があること。

■チェーンメールの転送先■

　チェーンメールについて不安が解消できない生徒には，チェーンメールの転送先を紹介するとよい。(財)日本データ通信協会迷惑メール相談センター等において，チェーンメールの転送先のアドレスを紹介している。

http://www.dekyo.or.jp/Soudan/chain/index/html

|  |  |
| --- | --- |
|  | 4　ネット上のいじめの関連法令等 |

■刑法■

　二百二十二条　脅迫 二百二十三条　強要　　 二百二十四条　名誉棄損

　二百三十二条　侮辱 二百三十三条　信用毀損および業務妨害

■特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律■

　損賠賠償責任の制限 発信者情報の開示請求等

■青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律■

　国・自治体の責務 保護者の責務 連絡協力体制の整備

　インターネットの適切な利用に関する教育の推進　　等々

■インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律■

　異性紹介事業者の責務 保護者の責務 児童でないことの確認

■学習指導要領■

　指導計画の作成 技術分野（情報モラル） 道徳

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | Ⅵ　いじめに対応する体制づくりのための組織 |  |

|  |  |
| --- | --- |
|  | １　いじめ対応チームの設置について |

　いじめ対応チームは，校長，教頭，生徒指導担当を中心に，学年主任や養護教諭，カウンセラーなどをメンバーとして設置する。

いじめ対応チーム

保護者・地域との連携

・学校評議委員会

・学校運営協議会

・学校地域連携協議会等各種団体

<構成員>

校長，教頭，生徒指導主任，学年主任，部活動担当，学年生徒指導担当，養護教諭，カウンセラー

いじめ発生

<調査班>

学年主任，生徒指導主任

担任，養護教諭

校　内　組　織

教務部

1年部

緊急対応会議

教科部

2年部

<対応班>

学年主任，担任

部活動担当，学年職員

保健部

3年部

■チェックポイント■

□　いじめ問題の重大性を全ての教職員が認識し，校長を中心に未然防止「いじめを生まない土壌づくり」（人権教育，道徳教育，体験教育，特別活動等）に組織的に取り組んでいるか。

□　いじめの態様や特質，原因，背景，具体的な指導上の留意点などについて職員会議や校内研修などの場で取り上げ，教職員間の共通理解を図っているか。

□　いじめ問題について，特定の教職員が抱え込んだり，事実を隠したりすることなく，報告・連絡・相談を確実に行い，学校全体で組織的に対応しているか。

|  |  |
| --- | --- |
|  | ２　教育委員会，警察，地域等の関連機関との連携 |

　学校だけで解決が困難な事案に関しては，教育委員会や警察，地域等の関係機関との連携が不可欠である。連携を図るためには，管理職や生徒指導担当の教員を中心にして，日頃から学校や地域の状況についての情報交換など，いわゆる「顔の見える連携」が大切である。

* 資料３　主な相談機関の案内

出席停止措置について

　いじめを繰り返している生徒に対しては，日頃からきめ細やかな指導や教育相談を粘り強く行うことが必要である。しかし，指導の効果があがらず，他の生徒の心身の安全が保障されない等の恐れがある場合は，出席停止の措置を含めた対応を検討する必要がある。この措置は，本人の懲戒という観点からではなく，学校の秩序を維持し他の生徒の教育を受ける権利を保障するという観点から設けられているものである。

|  |
| --- |
| 学校教育法第三十五条　市町村の教育委員会は、次に掲げる行為の一又は二以上を繰り返し行う等性行不良であつて他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは、その保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる。一 　他の児童に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為二 　職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為三 　施設又は設備を損壊する行為四 　授業その他の教育活動の実施を妨げる行為２ 　市町村の教育委員会は、前項の規定により出席停止を命ずる場合には、あらかじめ保護者の意見を聴取するとともに、理由及び期間を記載した文書を交付しなければならない。３ 　前項に規定するもののほか、出席停止の命令の手続に関し必要な事項は、教育委員会規則で定めるものとする。４ 　市町村の教育委員会は、出席停止の命令に係る児童の出席停止の期間における学習に対する支援その他の教育上必要な措置を講ずるものとする。 |

就学校の指定の変更や区域外就学について

　市町村教育委員会において，いじめられた児童生徒の心身の安全が脅かされる場合等，いじめられた生徒をいじめから守り抜くために，必要があれば就学校の指定の変更や区域外就学について弾力的に対応することを規定されている。

|  |
| --- |
| 鹿屋市立学校の通学区域の指定及び学校の指定変更に関する規則第５条　教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、令第５条第２項及び第６条の規定に基づき指定した学校（以下「指定学校」という。）を変更することができる。(１)　就学予定者等の身体の障害により、指定学校に通学することが困難であると認められるとき。(２)　就学予定者等の住所地が山間辺地にあって指定学校に通学することが著しい困難又は危険が伴うものと認められるとき。(３)　就学予定者等の住所地から指定学校が極めて遠距離（小学校にあっては４キロメートル以上、中学校にあっては６キロメートル以上）にあるとき。(４)　就学を希望する学校が極めて至近な距離にあって、就学すべき学校に通学することが著しく過重な負担であると認められるとき。(５)　委員会が別に定める鹿屋市小規模校入学特別認可制度の入学又は転入学の条件に該当すると認められるとき。(６)　委員会が就学予定者等の教育上特に必要と認めるとき。（申立手続）第６条　就学予定者等の保護者が指定学校の変更を申し立てるときは、鹿屋市立学校管理規則（平成18年鹿屋市教育委員会規則第７号）第７条に規定する申立書のほか、前条各号に定める変更の理由に応じて、必要と認められる診断書その他の証明書等を添付しなければならない。 |

警察との連携について

　地域の警察との連携を図るため，定期的にまた必要に応じて学校警察連絡協議会を開催し，相互協力する体制を整える。

　学校でのいじめが暴力行為や恐喝など，犯罪と認められる事案に関しては，早期に所轄の警察署や少年サポートセンターに相談し，連携して対応することが必要である。児童生徒の生命・身体の安全がおびやかされる場合には，ただちに通報する必要がある。

|  |
| --- |
| 文部科学省早期に警察へ相談・通報すべきいじめ事案について（通知）　　　　　　　　　平成25年5月1日　いじめの認知に当たっては、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断を、いじめられた児童生徒の立場に立って行い、認知したいじめには、迅速に対応することが必要であるが、このいじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものが含まれる。このため、このいじめの対応に当たっては、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要であること。　個々のいじめ事案が、「犯罪行為として取り扱われるべきと認められるもの」に当たるか否かについては、いじめの態様や加害児童生徒の状況等によって、的確に判断することが必要であり、平素より、どのような行為が刑罰法規に該当するかについて、教職員の理解を深めておくことが必要であること。　このため、各学校や教育委員会等においては、別紙1も参考に、指導資料の作成や研修の充実等を図ることが必要であること。　上記の判断に迷う場合も含め、積極的に警察に相談できるよう、学校及び教育委員会等においては、学校と警察との緊密な連携体制を構築しておくことが必要であること。 |

別紙１

|  |  |
| --- | --- |
| いじめの態様 | 刑罰法規及び事例 |
| ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。 | 暴行（刑法第208条） | 第208条　暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、2年以下の懲役若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。事例：同級生の腹を繰り返し殴ったり蹴ったりする。 |
| 傷害（刑法第204条） | 第204条　人の身体を傷害した者は、15年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。事例：顔面を殴打しあごの骨を折るケガを負わせる。 |
| 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。 | 暴行（刑法第208条） | 第208条　暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、2年以下の懲役若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。事例：プロレスと称して同級生を押さえつけたり投げたりする。 |
| 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。 | 強要（刑法第223条） | 第223条　生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、又は暴行を用いて、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者は、3年以下の懲役に処する。2　親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者も、前項と同様とする。3　前2項の罪の未遂は、罰する。事例：断れば危害を加えると脅し、汚物を口にいれさせる。 |
| 強制わいせつ（刑法第176条） | 第176条　13歳以上の男女に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、6月以上10年以下の懲役に処する。13歳未満の男女に対し、わいせつな行為をした者も、同様とする。事例：断れば危害を加えると脅し、性器を触る。 |
| 金品をたかられる。 | 恐喝（刑法第249条） | 第249条　人を恐喝して財物を交付させた者は、10年以下の懲役に処する。2　前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする。事例：断れば危害を加えると脅し、現金等を巻き上げる。 |
| 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。 | 窃盗（刑法第235条） | 第235条　他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、10年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。事例：教科書等の所持品を盗む。 |
| 器物損壊等（刑法第261条） | 第261条　前3条に規定するもの（公用文書等毀棄、私用文書等毀棄、建造物等損壊及び同致死傷）のほか、他人の物を損壊し、又は傷害した者は、3年以下の懲役又は30万円以下の罰金若しくは科料に処する。事例：自転車を故意に破損させる。 |
| 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる | 脅迫（刑法第222条） | 第222条　生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、2年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。2　親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者も、前項と同様とする。事例：学校に来たら危害を加えると脅す。 |
| 名誉毀損、侮辱（刑法第230条、231条） | 第230条　公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金に処する。 2　死者の名誉を毀損した者は、虚偽の事実を摘示することによってした場合でなければ、罰しない。第231条　事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、拘留又は科料に処する。事例：校内や地域の壁や掲示板に実名を挙げて、「万引きをしていた」、気持ち悪い、うざい、などと悪口を書く。 |
| パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 | 脅迫（刑法第222条） | 第222条　生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、2年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。2　親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者も、前項と同様とする。事例：学校に来たら危害を加えると脅すメールを送る。 |
| 名誉毀損、侮辱（刑法第230条、231条） | 第230条　公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金に処する。2　死者の名誉を毀損した者は、虚偽の事実を摘示することによってした場合でなければ、罰しない。 第231条　事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、拘留又は科料に処する。事例：特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上のサイトに実名を挙げて「万引きをしていた」、気持ち悪い、うざい、などと悪口を書く。 |
| パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 | 児童ポルノ提供等（児童買春、児童　ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律第7条） | 第7条　（略）2～3　（略）4　児童ポルノを不特定若しくは多数の者に提供し、又は公然と陳列した者は、5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。（略）5　前項に掲げる行為の目的で、児童ポルノを製造し、所持し、運搬し、本邦に輸入し、又は本邦から輸出した者も、同項と同様とする。（略）6　（略）事例：携帯電話で児童生徒の性器の写真を撮り、インターネット上のサイトに掲載する。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | Ⅶ　自殺への対応 |  |

|  |  |
| --- | --- |
|  | １　自殺の危険を感じたり，未遂が起きたりした場合 |

自殺の兆候を受けた

　死にたくなるほど辛い，苦しい状況なのだという訴えを十分に聴きとる。また，その気持ちをひしひしと感じていることを伝え，可能な限り共有する。そして，安全確保ができるまでその子どもを一人にしないようにする。安全確保と援助者に与える影響を考えて，できるだけ複数態勢で対応する。単に死にたい気持ちを否定したり，頑張るように励ましたりせず，以下のような説明を行い，対応する。

①　いじめ体験は，人のエネルギーを吸い取り，元気をなくして，他に何も解決方法がないと思わせてしまう。

②　元気が回復すると別の方法が必ず見つかる。

③　今，一番大切なのは，元気を回復して，正常な判断力を取り戻すこと。

④　「私たちは，あなたを助ける覚悟がある。」

　そして，「あなたを支えるためのチームを作りたいので，この話を他の人にするけれど話してよいのは誰？」と聴き，できるだけ本人の希望に沿った態勢を作ることを約束する。

* 「死」について語り合うことができる関係であれば，はっきりと「死」という言葉を出して話合った方がよい。ただし，相談を受ける側が不安を抱えている場合は危険なので避ける。そして，速やかに専門家に相談する。

自殺未遂が起きた

　医学的な応急措置とメンタルケアを速やかに行う。あわてず優先順位を考えて行動する。第一は生命の安全確保となる。安全確保ができるまでは子どもを一人にしない。安全確保や援助者のことを考えて，必ず複数態勢で対応する。

■校内で未遂事件が起きた■

・他の子どもの目に触れないように速やかに医学的ケアにつなぐ。

・救急車を呼ばなければならない場合には，他の子どもが動揺しないよう，また当該生徒が回復して戻ってくることを配慮して救急隊と協働する。（サイレンの消音が可能であれば消音してもらう）

■保護者から自殺未遂の報告を受けた■

・保護者の驚きや動揺の程度を思いやり，緊急対応の確認（子どもの安全確保，心身の状態）を行う。

・その後，学校が受け入れに対してすべき対応は何か，などについて話し合う。

■ポイント■

１　噂が広がらないように情報管理に注意する。万一噂が広まり始めたら，その子どもや保護者と相談して，子どもが傷つかない方法できちんと説明をする。曖昧なままで放置すると，噂はさらに広がることになる。

２　噂の段階でも，動揺を起こすなどの影響を受ける可能性のある子どもについて，情報を共有し，適切な対応をとる。

３　リストカット，薬物の多量摂取などの自傷行為は，エスカレートしたり，自殺の試し行動であったりするので，問題を軽く見ないで真剣な対応をする。基本的には，十分な傾聴によりリスクを査定して，専門家につなぐ。

|  |  |
| --- | --- |
|  | ２　危機対応の態勢 |

当面の対応

　何が起きたのか，時系列でメモを残す。

　現実的な当面の対応としては，以下のようになる。

|  |
| --- |
| 校内で起こった事案の場合　現場での応急措置や居合わせた子どもへの対応，外部からの問い合わせへの対応，警察との連携，報道への対応など，様々な現場対応をする。遺族への対応　校長，担任，連絡窓口となる教職員の訪問を急ぐ。また事実の公表についての了解を得る。記者会見　2社以上の取材（依頼）があった場合には開くつもりで準備を進める。保護者会　すぐに開くつもりで準備を進める。学校再開の方針　学校再開の方針が決まらないと，他の方針も決めにくくなる。自殺の影響が学校全体に及ぶと，自殺のリスクのある子どもに連鎖する可能性があり，休校は避け，学校の日常活動を早期に平常化させるのが基本。もちろん，亡くなった子どもの死を悼むこととの間にバランスを慎重にとる。遺族と接触を続け，理解と協力を得ながら行う。 |

危機時の校内役割分担

　危機時には校長など一部の管理職，当該担任，養護教諭等の負担が大きくなる。これらの教職員の負担を軽減して役割に集中できるよう，役割分担をする。

|  |
| --- |
| 保護者担当……保護者会の開催やPTA役員との連携を担当する。個別担当………遺族など個別の窓口となる。報道担当………報道への窓口となる。学校安全担当…校長や教頭の補佐，学校安全対策，警察との連携を担当する。（生徒指導担当）庶務担当………事務を統括する。（事務長など）情報担当………情報を集約する。総務担当………学校再開を統括する。（教務主任）学年担当………各学年を統括する。（学年主任）ケア担当………ケアを統括する。（養護教諭，教育相談担当） |
|  | ３　遺族へのかかわり |

遺族へのかかわり

* 遺族へのコンタクトを急ぐ。校長は校長として，担任は担任としての対応が必要だが，連絡となる窓口となる職員を置く。
* 自殺の事実や子どもや保護者，マスコミに伝えるにあたっては，遺族から了解をとる。特に死亡の事実を文書で保護者に知らせる場合には，あらかじめ遺族に文書を見せて了解をとる。
* 遺族が事故死として扱うと言えばそれを尊重する。しかし，学校が“嘘をつく”と子どもや保護者の信頼を失いかねないため「家族からは○○と聞いています」という表現に停めるなど工夫する。
* 亡くなった子どもの兄弟へのサポートは学校が行う。兄弟が他の学校にいれば，他校との連携を図る。

葬儀について

* 遺族の意向を確認し，その上で，学校として通夜や葬儀にどう対応するか方針を定める。
* 学校の方針に基づいて，通夜や葬儀について保護者や子どもに知らせる。ただし，通夜は通常夜間に行われるため，保護者の判断で参列してもらう。
* 葬儀が終わってからも，遺族へのかかわりを続ける。
* 遺族はショックで呆然としていたり，自責感や怒りなど日常変化する感情によって大きく揺れるので，しっかりと受けとめる。専門的なケアの希望が出た場合には，スクールカウンセラーなどと相談の上で，専門機関等を紹介または情報提供する。
* 学校にあった遺品については原則返却する。

|  |  |
| --- | --- |
|  | ４　情報収集と発信 |

　自殺かどうかについては，学校が判断できるものではない。警察が公表している情報などにより事実確認を行う。また，“気になる”と思う情報が集まってくる。情報を収集しつつ整理し，全教職員が共通認識すべき内容は，しっかりと共有する。

情報発信での注意

　憶測に基づくうわさ話が広がらないように，正確で一貫した情報発信を心がける。節目節目では記者会見などを検討する。プライバシーへの配慮は必要であるし，子どもの自殺は連鎖の可能性があることから，これらに配慮しつつ，出せる情報は積極的に出していく姿勢をもつ。

|  |
| --- |
| WHOによる自殺報道への提言①　自殺に関する正しい知識を一般の人々に報道する。②　自殺をセンセーショナルに表現したり，正常な行為であるといった表現をしたり，あるいは問題解決のためには避けられない手段として伝えたりしない。③　自殺の記事を目立つ位置に掲載したり，過剰に報道を繰り返したりしない。④　自殺や自殺未遂の集団を詳細に伝えない。⑤　自殺の場所に関して詳細な情報を伝えない。⑥　見出しの言葉を慎重に選ぶ。⑦　写真やビデオ映像を用いる場合は特に慎重に行う。⑧　著名人の自殺報道には特別な注意を払う。⑨　自殺の後に遺された人に対しては十分に配慮する。⑩　困った時にどこに助けを求めればよいのかについて情報を提供する。⑪　ジャーナリスト自身も自殺に関する取材活動を通じて精神的な影響やショックを受ける可能性があることを認識しておく。 |

情報の取り扱い

* 自殺の動機や背景はすぐには分からないもの。情報がないからといって，早い段階で子ども同士のトラブルや教師の不適切な対応はなかったと決めつけない。
* “前の日に同級生とトラブルがあった”など，断片的な情報が公表されると，それのみが原因であるかのような誤解を招きかねないことから，慎重に対応する。
* 亡くなった子どもや家庭環境に関する情報についても配慮する。たとえ事実であっても亡くなった子どものマイナス面を軽率に口にしない。
* インターネットや携帯メールを通じて，謝った情報が広まったり，人権の侵害が起こったりすることがある。そのような情報についても，しっかり収集を心がける。

保護者への説明

* 保護者に正確な情報を伝えることで，憶測に基づく噂が広がることを防ぐ。
* 当初は保護者向け文書を発行し，事実や学校の対応，今後の予定，また保護者が子どもに適切に接することができるように，子どもへの接し方や校内のカウンセリング，外部の医療機関や相談先の情報などを適宜伝える。
* 保護者会（全校か当該学年か）を開くつもりで早めに準備する。ただし，事実の説明については，あらかじめ遺族の意向を確認する。

|  |  |
| --- | --- |
|  | ５　心のケア |

　配慮が必要なケースのリストアップを行う。

|  |
| --- |
| 1)一般的な反応・自分を責める（あの時に一声かけておけば防げたのでは…）・他人を責める（○○君の態度が追いつめたに違いない，許せない）・死への恐怖（自分もいつか自殺してしまうのではないか）・集中できない，ひとりぼっち，話をしなくなる，気持ちが落ち込む・一人でいることを怖がる，子どもっぽくなる・まるで何もなかったようにふるまう，反抗的な態度をとる・食欲不振，不眠，悪夢，頭痛，息苦しさ，腹痛，下痢，便秘，体がだるい2)反応の有無にかかわらず，配慮が必要な子どもa)自殺した子どもと関係の深い人（喪失と関係性）・親友，ガールフレンド，ボーイフレンド，同級生，同じ部活の生徒，担任　「自分のせいではないか」「防げたのではないか」b)元々リスクのある人（以前からの課題）・これまで自殺未遂に及んだり，自殺をほのめかしたりしたことのある子ども・元々精神保健上課題をもつ子どもc)現場を目撃した人（トラウマ）・目撃した人，遺体に直接対応した人は，フラッシュバックに悩まされることがあるd)ストレスにさらされている人（現実のストレス）・教職員は終日の対応で強いストレスにさらされる |

○スクールカウンセラーなどと協議し，気になるケースには必要に応じて家庭訪問や面談，電話連絡を行う。

○ショックや自責の念が強い子どもは，スクールカウンセラーなどにつなぐ。

○教職員もサポートが必要なので，先にカウンセリングを受けるなどする。

|  |  |
| --- | --- |
|  | ６　学校活動 |

学校再開の準備

■子どもに事実を伝える準備■

　綿密に準備する。学級によって伝える内容が大きく変わらないように，伝える内容の基本形を定める。伝える内容は同じでも，当該学級，当該部活動，当該学年，他の学年では伝え方が異なる。遺族が自殺の事実を伝えないで欲しいとの希望の場合は，伝え方に工夫が必要となる。

■校長から伝える際の注意■

○　学校再開日に大きな集会を開くとパニックが伝染する危険性がある。全校集会は短く，すぐに学級対応に移す。

○　放送で事実を伝える，当該学級に校長が出向くという工夫もする。

○　メッセージは短くし，教訓的な内容や「命は大切に」というようなありきたりの表現を避ける。要点を箇条書きにし，主要教職員や教育委員会，スクールカウンセラーなどのチェックをもらう。できれば，事前に担任に渡しておく。

○　校長は感情を込めすぎない。感情を表現するのは学級で行う。

■その他再開の準備■

○　子どもたちの反応に対処できるように，心配なクラスや保健室には補助教員とスクールカウンセラーなどを配置する。

○　保健室とは別室に，応援の教員やスクールカウンセラーなどが対応できるようにする。その際には，飲み物，飴，ティッシュペーパー，毛布などを用意しておく。

○　トラウマの予防と連鎖自殺のリスクを下げるために，校内で起きた事案であれば，現場を見せないなどの対策をとる。必要に応じて遮断する。

○　下校時の見守りなど，子どもが少しでも安心感を得られるように準備する。

学級での伝え方

■事実を伝える（知）■

○　伝える内容の基本形に基づき，その学級に即した伝え方をする。校長から伝えるのが先か後かでも伝え方が少し異なるので，学級の子どもの様子を見ながら伝える。

○　自殺の手段を質問されたら，そのまま答えるのでも，拒絶するのでもなく，質問した子どもの気持ちを十分受け止めるようなやりとりをする。

○　自殺を美化してはいけない。また自殺した人を非難してもいけない。

■感情を表現する(情)■

○　事実を伝える中で，子どもたちから様々な感情が出てくる。複雑な気持ちを自然に表現できるようにするとともに，黙っていることも悲しみの一つの表現として認める。

○　教師が自分の気持ちを否認すると，子どもも自分の気持ちを抑えてしまう。悲しい時には泣いてよいことを伝える。泣き続ける場合は，途中で休憩を入れる。

○　自責感や怒りなどの強い感情は学級で扱うことには無理があるので，反応の強い子どもには別の機会に個別で関わる。また，スクールカウンセラーにつなぐ。

■これからどうするかを話す（意）■

○　事実を伝え，少し感情を表現したところで，徐々にこれからのことについても話す。

○　自分がつらくなった時に誰に相談するのかを話し合う。友達，家族，教師の他に，カウンセリングや相談先のことも教える。

○　自分が知っていることや気になることがあれば，それを信頼できる大人に伝えることも一つの方法だと伝える。

○　とてもつらい気持ちの友達がいたら，どんな配慮ができるかを尋ねてみるなどする。

学級での喪の過程

■通夜，葬儀へのかかわり■

○　これからどうするか話す中で「亡くなった友達のため」「遺族のため」に何ができるか話を向け，葬儀への関わりの準備を始める。

○　葬儀等への参列は強制しない。そして参列しなかったことで非難を受けることがないように，「出るととても辛くなるかもしれない時は，出ないことも決して恥ずかしいことではない」などと伝えておく。

○　葬儀のマナーについても教えておく。

○　ショックを受けたこどもがつらい気持ちを打ち消すためにも，はしゃいでしまうなどの場違いな行動に出ることがあることについても知っておく。

■葬儀後■

○　写真や作品，花や机については，遺族の心情に配慮することはもちろんだが，子どもたちと話し合って，つらく感じている友達にも配慮しながら対応する。

○　卒業までのプロセスが重要となる。つらい気持ちのクラスメートに配慮しつつ，一緒に卒業する雰囲気を作る。

* 資料５　自殺への対応チェックリスト

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | Ⅷ　事例から学ぶ |  |

|  |  |
| --- | --- |
|  | １　教職員の言動がいじめの土壌を生んだ例 |

　担任のA先生は①クラスの生徒に「もっと早くやりなさい」といつも命令口調で指導している。Cさんがやりかけようとすると「何をしているの」と言って，活動を妨げてしまったり，手を止めて考えていると，すぐ「こんなこともできないの」と叱ったりしている。

　Bさんは，自分より立場の弱いCさんに対して②担任の先生と同じ口調で「あんた，これをやっとき」と命令することがしばしばみられるようになってきた。

課題１：子どもの意欲をそぎ，自信を失わせている。

課題２：Bさんは命令する口調を担任から学習し，担任の言動が生徒同士のいじめを助長させた。

留意点

* 子ども一人一人が自分の課題を把握できるように，これから子どもにしてほしいことなどをわかりやすく伝えるようにする。つまずいている子どもがいたら，励ましの言葉をかけるなど，子どもの活動を援助する。
* 教職員の言動が，子どもにどのように受け止められているかを考える。

・教職員の言動により，失敗した子どもを笑ったり，学習や運動が苦手な子どもをバカにしたりする雰囲気が生ま

れ，いじめを発生させてしまうことがある。

・教職員は，一人一人の個性を尊重し，適切な言葉がけを心がけるなどの配慮をする。

|  |  |
| --- | --- |
|  | ２　いじめのサインを見過ごした例 |

　小学5年生のA君は，おとなしく口数の少ない児童であったが，クラスの中では４，５人のグループでいることが多かった。ある時期から①A君のグループで肩パンが流行り出した。担任は，何度かA君が肩を押さえて痛そうにうずくまっているのを見た。気になった担任は②A君に尋ねると「大丈夫，ゲームをして遊んでいるだけ」と明るい声で答えが返ってきた。その表情を見て，担任は安堵し，気にとめなかった。その後A君は③学校を週に1日程度欠席するようになった。欠席のたび，母親から「体調がすぐれない」と連絡が入っていた。

課題１：グループ内の人間関係を把握できなかった。

課題２：A君の返答をそのまま受け取り，心の内を見ようとしなかった。

課題３：投稿を渋る段階では，いじめが相当進行していると考えるべきだった。

留意点

* 見えにくいいじめ「遊びの中にいじめは潜む」

　・プロレス技や肩パンを交代でするなど，仲よく遊んでいるように見えるが，怖くて断れなく，強要されてい

る状況があることも考慮する。

* いじめが見えにくく，潜在化している。

　・いじめられている子どもは「いじめられている自分を人に知られたくない」「認めたくない」「親に心配をか

けたくない」等の気持ちが働き，言えないことが多い。親や教師の前では元気に振る舞い隠そうとする場合

がある。

|  |  |
| --- | --- |
|  | ３　養護教諭からの情報に対して，担任の受け取りが不十分だった例 |

　中学1年生のAさんが，「Bさんの小学校時代のことを他の友人に話したことをきっかけに，同じクラスのBさんのグループからいじめられている」と養護教諭に相談してきた。養護教諭はそのことを担任に伝えたところ，担任は①Bさんを呼んでAさんから相談があったことを伝え，事情を聴いた。その結果②Bさんは「そんなつもりはありません。これからは気をつけます」と言ったので面談を終えた。担任は解決したと考え，養護教諭に報告した。4月にクラス替えになり，二人は同じクラスになったが，Aさんは教室に入れなくなった。養護教諭が話を聴くと「Bさんのいじめがエスカレートし，怖くて教室に行けない」と涙ながらに訴えた。

課題１：担任が養護教諭から十分に状況を確認せず，Aさんの訴えを安易にBさんへ伝えて指導してしまった。

課題２：Bさんが反省していたので，いじめは解決した，と安易に考え，その後経過の観察等もなかったため，いじめ

が継続し，Aさんは不登校へ陥った。

留意点

* 養護教諭との連携は不可欠である。

・養護教諭は，保健室における子どもの様子からいじめのサインに気づくことが多い。

・相談された内容は，本人に配慮しながら担任や学年，生徒指導担当に報告する。

* いじめに関わる人間関係は，一人の判断ではとらえにくい。

・いじめの発見には多くの教職員で情報を共有し，日々の観察を行う。

・複数の見方や視点から方策を検討して取り組むことが解消への近道。

|  |  |
| --- | --- |
|  | ４　安易な約束が事態を悪化させた例 |

　B先生は担任をしている高校1年生のAさんから①先生だけに相談がある，と言われ，相談室で話を聞いた。「友達だと思っていた子から無視されたり，悪口を言われたりしている。ずっと我慢していたが，もう疲れた。」とリストカットの跡も見せられた。②Aさんは「誰にも言わないでほしい」と言ったが，B先生は学年会議で報告し，早期解決を図るため，教職員や関係している生徒に聴きとりを行った。いじめの事実は確認されず，学年全体で様子を見守っていたが，一週間後AさんはB先生に「だれにも言わないと約束したのに」と言った後，翌日から学校に来なくなった。

課題１：生徒から「先生だけに話したい」「リストカットをした」といった深刻な相談があった場合，どのように対応す

ればよいかを理解していなかった。

課題２：生徒の意向に反して聞き取りを実施した場合，生徒との信頼関係が崩れることやいじめを助長する可能性があ

ることを理解していなかった。

資料１　「いじめ発見のチェックポイント」（学校用）

留意点

* 自殺の可能性もあるような深刻な状況には

・あなたのことを心配している，という姿勢を示した上で，教職員や保護者が連携して対応していく必要性を認識させたうえで，組織的に対応する了解を得る。養護教諭やカウンセラーなどの同席を求めるなど，一人で抱え込まないことが大切。

* 子どもや保護者から，学校は対応しないでくれと強く要求されたら

・意向を尊重するあまり，対応が遅れてしまうことがないように留意する。できる範囲で事実の把握に努める。

・学校として生徒の人権と命を守るという毅然とした姿勢を本人や保護者に示し，了解を得て対応する。

１　朝の会

* 遅刻・欠席が増える。
* 始業時刻ギリギリの登校が目立つ。
* 表情がさえず，うつむきがちになる。
* 出席確認の際，声が小さい，ぼんやりしていることが多い。
* 持ち物が紛失したり，落書きされたりする。

２　授業開始時

* 忘れ物が多くなる。
* 用具・机・椅子等が散乱している。
* 周囲が何となくざわついている。
* 一人だけ遅れて教室に入る。
* 席を替えられている。

３　授業中

* 頭痛・腹痛を頻繁に訴える。
* 保健室によく行くようになる。
* グループ分けで孤立しがちである。
* 正しい答えを冷やかされる。発言すると周囲がざわつく。
* テストの成績が急に下がり始める。テストを白紙で出す。

４　休み時間

* 教室や図書室に一人でいる。
* 今まで一緒だったグループからはずれている。
* 訳もなく階段や廊下を歩いたり，用もないのに職員室に来たりする。
* 友達と一緒でも表情が暗い。オドオドした様子で友達についていく。
* 理由もなく服を汚していたり，ボタンが取れていたりする。

５　給食時

* 机を寄せて席をつくろうとしない。
* その子どもが配膳すると嫌がられる。
* 食べ物にいたずらされる。（盛り付けをしない，わざと多く盛り付ける）
* 食欲がない。
* 笑顔が無く，黙って食べている。

６　清掃時

* その子どもの机やいすだけが運ばれず，放置されている。
* その子どもの机やいすをふざけながら蹴ったり，掃除用具で叩いたりする。
* 他の子どもと一人離れて清掃している。
* 皆の嫌がる分担をいつもしている。
* 目の前にゴミを捨てられる。

７　下校時

* 下校が早い。あるいは，いつまでも学校に残っている。
* 玄関や校門付近で，不安そうな顔をしてオドオドしている。
* みんなの持ち物を持たされる。
* 通常の通学路を通らずに帰宅する。
* 靴や鞄，傘など，持ち物が紛失する。靴箱にいたずらされる。

８　その他

* 教科書や机，掲示物にいたずら書きをされる。
* 叩かれる，押される，蹴られる，突かれるなど，ちょっかいを出される。
* 独り言を言ったり，急に大声を出したりする。
* 教室と視線を合わさない。話す時に不安そうな表情をする。
* 宿題や集金などの提出が遅れる。
* 刃物など，危険な物を所持する。

資料１　「いじめ発見のチェックポイント」（家庭用）

□　衣服の汚れや破れが見られたり，よくけがをしたりしている。

□　風呂に入りたがらくなる。裸になるのを嫌がる。（殴られた傷跡やあざなどを見られるのを避けるため）

□　買い与えたものが紛失したり，壊されたり，落書きされたりしている。

□　家庭から品物やお金を持ちだしたり，余分な金品を要求したりする。

□　食欲がなくなったり，体重が減少したりする。

□　寝つきが悪かったり，夜眠れなかったりする日が続く。

□　激しい口調の寝言や助けを求める寝言を言ったり，うなされたりすることが多くなる。

□　表情が暗くなり，言葉数が減る。

□　いらいらして反抗的になったり，急に口数が少なくなって元気がなくなったりする。

□　部屋に閉じこもりがちになり，ため息をついたり，考え事をしたりする。

□　親から視線をそらしたり，家族から話しかけられることを嫌がったりする。

□　刃物など，危険な物を隠し持つようになる。

□　登校時刻になると，頭痛・腹痛・吐き気などの身体の不調を訴え，登校を渋る。

□　学校を早退したり，用事もないのに帰宅時間が早くなったり遅くなったりする。

□　転校を口にしたり，学校をやめたいなどと言ったりする。

□　親しい友人が来なくなり，見かけない者がよく訪ねてくる。

□　不審な電話や，嫌がらせのメール・手紙がくる。友人からの電話で急な外出が増える。

□　自己否定的な言動が見られ，死や非現実的なことに関心を持つ。

□　投げやりで集中力がなくなる。ささいなことでも決断できない。

□　テレビゲームなどに熱中し，現実から逃避しようとする。

□　急に学習時間が減ったり，宿題や課題をしなくなったりする。

□　急激に成績が下がる。

資料２　いじめ早期発見のためのチェックリスト

|  |
| --- |
| いじめが起こりやすい・起こっている集団 |
| □朝いつも誰かの机が曲がっている　　　　　　　　　□教職員がいないと掃除がきちんとできない□掲示物が破れていたり落書きがあったりする　　　　□グループ分けをすると特定の子どもが残る□班にすると机と机の間に隙間がある　　　　　　　　□特定の子どもに気を遣っている雰囲気がある□学級やグループの中で絶えず周りの顔色をうかがう子どもがいる□自分たちのグループだけでまとまり，他を寄せ付けない雰囲気がある□些細なことで冷やかしたりするグループがある□授業中，教職員に見えないように消しゴム投げをしている |

|  |
| --- |
| いじめられている子 |
| ●日常の行動・表情の様子□わざとらしくはしゃいでいる　　　　　　　　　　　□おどおど，にやにや，にたにたしている□いつもみんなの行動を気にし，目立たないようにしている□下を向いて視線を合わせないようにしない　　　　　□顔色が悪く，元気がない□早退や一人で下校することが増えている　　　　　　□遅刻・欠席が多くなる□腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる　　　□ときどき涙ぐんでいる□友達に悪口を言われても言い返さなかったり，愛想笑いをしたりする●授業中・休み時間□発言すると友達から冷やかされる　　　　　　　　　□一人でいることが多い□班編成の時に孤立しがちである　　　　　　　　　　□教室へいつも遅れて入ってくる□学習意欲が減退し，忘れ物が増える　　　　　　　　□教職員の近くにいたがる□教職員がほめると冷やかされたり，陰口を言われたりする●昼食時□好きな物を他の子どもにあげる　　　　　　　　　　□他の子どもの机から机を少し離している□食事の量が減ったり，食べなかったりする　　　　　□食べ物にいたずらされる●清掃時□いつも雑巾がけやゴミ捨ての当番になっている　　　□一人で離れて掃除をしている●その他□トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる　　　□持ち物，机，ロッカーに落書きをされる□持ち物が壊されたり，隠されたりする　　　　　　　□理由もなく成績が突然下がる□部活動を休むことが多くなり，やめると言いだす　　□服に靴の跡がついている□ボタンがとれたり，ポケットが破れたりしている　　□手や足にすり傷やあざがある□けがの状況と本人が言う理由が一致しない　　　　　□必要以上のお金をもち，友達におごるなどする |

|  |
| --- |
| いじめている子 |
| □多くのストレスを抱えている　　　　　　　　　　　□家や学校で悪者扱いされていると思っている□あからさまに，教職員の機嫌をとる　　　　　　　　□特定の子どもにのみ強い仲間意識をもつ□教職員によって態度を変える　　　　　　　　　　　□教職員の指導を素直に受け取れない□グループで行動し，他の子どもに指示を出す　　　　□他の子どもに対して威嚇する表情をする□活発に活動するが，他の子どもにきつい言葉をつかう |

※このリストは参考とする。あてはまるからといっていじめられている，いじめているなどと極端な判断をしないようにする。学級や子どもとの関係で柔軟に判断する。決めつけになってはいけない。

資料３　主な相談機関の案内

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 相談機関 | 電話番号 | 曜日 | 受付時間 | 相談内容 |
| 鹿屋市教育相談室 | 0120-555-6550994-44-8799 | 月～金 | 8:30-16:30 | いじめ・不登校等子どもに関すること |
| かごしま教育ホットライン２４ | 0120-783-5740570-0-78310099-294-2200 | 全 | 24時間 | いじめ・不登校等子どもに関すること |
| 県総合教育センター教育相談課特別支援教育研修課 | 099-294-2200099-294-2820 | 月～金 | 8:30-17:00（面談は要予約） | いじめ・不登校等子どもに関すること障害児や学習面・行動面に関すること |
| PTAすくすくライン（県PTA連合会） | 099-251-0309 | 月～金 | 9:00-17:00 | 子どもの教育に関すること |
| 中央児童相談所（鹿児島市桜が丘6丁目）（子ども・家庭110番） | 099-264-3003099-275-4152 | 月～金 | 8:30-17:00（面談は要予約）9:00-22:00 | 養護・育成・非行・心身障害・里親等子どもに関すること |
| 大隅児童相談所（鹿屋市打馬2丁目） | 0994-43-7011 | 月～金 | 9:00-17:00（面談は要予約） |
| 子ども総合療育センター（鹿児島市桜が丘6丁目） | 099-265-2400 | 月～金 | 9:00-17:00（外来診療は要予約） | 障害児全般の相談・支援に関すること |
| かごしま子ども・若者総合相談センター | 099-257-8230 | 火～日（年末年始を除く） | 10:00-17:00（面談は要予約） | 不登校・ひきこもり等に関すること |
| soudan-center@hello.odn.ne.jp |
| 少年サポートセンター（ヤングテレホン） | 099-252-7867 | 月～金（年末年始を除く） | 8:30-17:15（面談は要予約） | 非行防止・ひきこもり等に関すること |
| kp.youngmail.7867@athena.ocn.ne.jp |
| 精神保健福祉協議会（こころの電話） | 099-228-9566099-228-9567 | 月～金 | 9:00-16:30 | 精神的不安や心の悩みに関すること |
| 県精神保健福祉センター（鹿児島市小野1丁目，ハートピアかごしま２F）思春期相談事業 | 099-218-4755 | 月～金（電話）水（面談９ | 8:30-17:009:00-11:00（面談は要予約） | 依存症・ひきこもり等に関すること |
| 鹿児島いのちの電話 | 099-250-7000 | 全 | 24時間 | 生きる力を失いかける悩みや不安 |
| 18歳までの子どもがかける電話　チャイルドライン | 0120-99-7777 | 月～土 | 16:00-21:00 | 子どもからの悩みに関すること |

資料４　いじめの訴えを聴くシート

1枚目



2枚目以降

2枚目以降



資料５　自殺への対応チェックリスト

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 当面の対応 | その後の対応 |
| 危機対応の態勢 | □記録開始（事実確認と対応経過）□教育委員会職員到着□役割分担の確認□チーム会議または職員会議開始 | □スクールカウンセラーなど到着□目標設定□代替教員確保の計画 |
| 遺族へのかかわり | □最初のコンタクト　　□校長　　　□担任　　□担当　　　□教育委員会　　□他□事実の公表について遺族の意向確認 | □きょうだいへのサポート□葬儀等の意向確認□葬儀等引率計画□葬儀等のお知らせ□葬儀後の訪問□遺品について相談 |
| 情報発信等 | □警察発表内容の確認□遺族の意向確認□公表できる内容を整理□報道対応窓口□記者会見実施の判断□問い合わせへの対応態勢□記者会見時説明等準備□関係者から聞き取り開始□遺族への別途説明 | □教職員への聞き取り□インターネット等チェック |
| 保護者への説明 | □PTA役員との協議開始□遺族の意向確認□保護者会実施の判断 | □保護者会のお知らせ□校長談話（保護者会用）用意□心理教育資料（保護者会）用意□学校からのお知らせ文書 |
| 心のケア | □ケア会議開始□配慮が必要なケースのリストアップ□気になるケースへのアプローチ | □教職員の相談開始□心理教育（教職員）□学校再開日の相談態勢□継続的相談態勢□しばらく毎日ケア会議 |
| 学校活動 | □現場の遮蔽（校内で発生した場合）□学校再開日の方針 | □子どもへの事実の伝え方の基本形□校長メッセージ用意□各学級の伝え方の打ち合わせ□葬儀マナー指導内容□当該学級，保健室等のサポート態勢□保健室に飲み物，飴，ティッシュ，毛布□各学級にティッシュペーパー用意□登下校見守り態勢 |

引用・参考文献

* 生徒指導リーフ　　国立教育政策研究所　生徒指導・進路指導研究センター
* 生徒指導リーフ　増刊号　　国立教育政策研究所　生徒指導・進路指導研究センター
* 子どもの社会性が育つ「異年齢の交流活動」　国立教育政策研究所　生徒指導・進路指導研究センター
* 生徒指導提要　　文部科学省
* いじめの問題への対応について　　文部科学省
* いじめ対策Q&A　　文部科学省
* 「ネット上のいじめ」に関する対応マニュアル・事例集　　文部科学省
* いじめへの初期対応と対応マニュアル　　岩手県総合教育センター　教育相談担当
* 沖縄県いじめ対応マニュアル　　沖縄県教育庁義務教育課
* いじめ対応マニュアル　　兵庫県教育委員会
* いじめ対応マニュアル　　鹿屋市教育委員会
* 問題行動への対応マニュアル　　岐阜県教育振興事務所